

令和 6 年 3 月  
国土交通省総合政策局  
バリアフリー政策課

「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂について

## 1. 趣 旨

我が国の公共交通機関のバリアフリー整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）において、公共交通事業者等は、旅客施設を新設又は大規模改良する場合、又は車両等を新たに導入する場合、更にはそれらを使用して必要な役務を提供する際に「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）に適合させることが義務付けられている。

また、国土交通省では、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えることができるよう、旅客施設及び車両等の整備及びそれらを使用した役務の提供の方法のあり方を具体的に示した「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「本整備ガイドライン」という。）を公表している。

今般、学識経験者、障害当事者、公共交通事業者等で構成する「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」において、本整備ガイドラインの改訂内容について一定の結論が得られたことから、所要の改訂を行う。

## 2. 改訂内容の概要

(1) 障害者差別解消法改正を踏まえた国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正について

国土交通省では、令和6年4月1日に施行される障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針の改正を踏まえて、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について、障害者差別解消法の主な改正内容である「事業者における合理的配慮の提供の義務化」や基本方針の改正内容、意見交換会・パブリックコメントを行い、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の具体例等を追加する改正を令和5年11月に行ったところである（※）。

そのため、当該改正を踏まえ、本整備ガイドライン中、「第6部 役務の提供に関するガイドライン」に参考として掲載している当該対応指針を改める。

（※）国土交通省所管事業における対応指針の改正について

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000359.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000359.html)

(2) 障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）について

鉄道、バスにおける車椅子スペースの表示等に使用されている、障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）は、障害者が利用できる施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークであることから、本整備ガイドライン中、「第4部 個別の車両等に関するガイドライン」において使用している「車椅子マーク」の表現を改める。

(3) その他、所要の改訂を行う。

### 【参考】本整備ガイドラインの構成について

本整備ガイドラインの構成は、「旅客施設編」、「車両等編」及び「役務編」に分冊し、各整備箇所を整備するにあたっての考え方を示した上で、以下の3段階に分けて記載している。

#### ◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

移動等円滑化基準に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

#### ○：標準的な整備内容

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの

#### ◇：望ましい整備内容

「◎」及び「○」の整備を行った上で、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの